

主編：李鴻鳳、沈友益

中華民國史史料外編

廣西師範大學出版社

廈門大學圖書館珍藏
主編：李嘯風、沈友益

中華民國史史料外編

——前日本末次研究所情報資料

日文史料
第五冊

廣西師範大學出版社

邦人と借款交渉

支那政府は銀行が本契約締結後十日以内に日本に於て支那政府大蔵省證券額面金一千萬圓を發行し此發行の所得金を以て本前

支那政府は銀行が本契約締結後十日以内に日本に於て支那政府大蔵省證券額面金一千萬圓を發行し此發行の所得金を以て本前

支那政府は銀行が本契約締結後十日以内に日本に於て支那政府大蔵省證券額面金一千萬圓を發行し此發行の所得金を以て本前

米支借款成立

米國總領事及軍司令官は廿三日午前十一時英租界なる黎元洪氏の公館を訪問し特別管理區なる獨逸租界を担保とし借款締結の交渉に力すべし

米國總領事及軍司令官は廿三日午前十一時英租界なる黎元洪氏の公館を訪問し特別管理區なる獨逸租界を担保とし借款締結の交渉に力すべし

米國總領事及軍司令官は廿三日午前十一時英租界なる黎元洪氏の公館を訪問し特別管理區なる獨逸租界を担保とし借款締結の交渉に力すべし

支那前貸借款

三月二十一日

日本公使館發表

支那政府は四國銀行團より借入れんとする第二次善後借款の第二回前貸として日本貨幣金一千萬圓を借用することを希望し而して日本銀行團は協議の上其の前貸を引受むるを以て茲に財政總長は支那政府を代表し橫濱正金銀行へ以下銀行と稱すは日本銀行團を代表し北京に於て本契約を締結す其の條項左の如し

支那政府は銀行が本契約締結後十日以内に日本に於て支那政府大蔵省證券額面金一千萬圓を發行し此發行の所得金を以て本前

支那政府は銀行が本契約締結後十日以内に日本に於て支那政府大蔵省證券額面金一千萬圓を發行し此發行の所得金を以て本前

要

目

資金に充當することを承諾す前項の大藏省證券は證券發行の日を以て日附せられ支那政府民國七年(即日本大正七年)大藏省證券と稱せらる。

二條 本大藏省證券の償還期限は發行の日より起算して滿一年とし支那政府は右期日の

十日前に證券償還の資金として金一千萬圓を銀行に交付すべし前項の場合に於て金貨を以てする交付額相當の上海現銀又は國貨を在上海銀行に支拂ふものとす支那政府は支拂の當日又は期日前六個月内何時にても銀行と右爲替相場を取極めをなすことを得

若し支那政府が特に本大藏省證券償還の爲め支那より送金したるものにあらざる資金を善意に日本に所有するときは期日の十日前に之を前記支拂に充つることを得但し此場合に於ては期日の二個月前に之を銀行に通知

すべし

第三條 本大藏省證券は日本に於て百分の七の割合(即發行券面額百圓に付手取九十三圓の割合を以て割引發行せらる

第四條 第三條に掲ぐる本大藏省證券發行の手取金は銀行に於て

其の中より銀行に支拂はるべき手數料一分即總券面額の百分の一及日本に於ける證券作製費用金參千圓を扣除し其餘の全部は證券發行後三十日目に償還に於ける銀行の支那政府勘定を貸記し財政總長の引出に備ふるものとす此預金に對しては銀行は年三分の利息を付すべし

前項に掲ぐる預金は銀行を経て支那に回金せらるべく其の毎週の回金額は銀行と協定せらるべし但し一週間金二百萬圓を超過せざるものとす

第五條 本大藏省證券の手取金は支那政府に於て之を中國銀行借

入金償還に充當し以て同行をし

て其の發行に係る銀行券の市價を恢復せしむる爲め使用せしむるものとす右借入金の細目は之を別記の上書面を以て銀行に通知し且つ本契約の附件となすべし

第六條 本大藏省證券は支那の鹽稅收入にして己に之を擔保せざる從前の諸債權殘高に對する分を際き支那鹽稅收入全部を以て優先に擔保せらるものとす

第七條 財政總長が本大藏省證券手取金を引出使用する一切の手續條件は總て中華民國二年調印の善後借款契約第十四條の規定に依るものとす

第八條 財政總長は支那政府を代表し本契約第一條に依り日本に於て大藏省證券發行の當日先づ額面金一千萬圓の大藏省大證券一通を發行して銀行の北京支店に交付すべし此大藏證券は次項に掲ぐる大藏省證券全部の作製

を畢ると共に之を銀行より財政部に返付すべし

日本に於て發行する本大藏省證券の様式文字及各證券額面金額は銀行に於て從來日本に在て發行せられたる外國大藏省證券の例を參照し日本駐劄支那公使と之を協定すべし

及本大藏省證券面には財政總長日本駐劄支那公使の署名及官印を印字せしめ以て本證券の發行が支那政府の許可によること及支那政府を拘束すること證明し銀行頭取も亦本證券發行取扱者として該證券に署名調印すべし

支那政府は本契約調印の當日に於て本條の實行に必要な訓令を日本駐劄支那公使に電達すべし

第九條 本大藏省證券の期限満了に近けるとき支那政府にして本前貸の期限を延長せんと欲する

目 要

ときは期滿三個月前に之を銀行に通知すべし銀行は二個年期限

の第二次大藏省證券の發行を受け以て借換の手續をなすことを承諾すべし其の發行に關する方法及條件左の如し

一、第二次大藏省證券は本大藏省證券滿期の三日前に發行せらるべく其の割引料歩合及銀行に支拂ふべき手数料は其の時に於ける市場の狀況に依り該證券發行の一個月前に別に協定せらるべし

二、支那政府は本大藏省證券滿期の十日前に本證券償還費一千萬圓と第二證券發行所得純手取額との差金を日本に回金

する爲め之に相當する上海現銀又は國幣を在上海銀行に交付すべく其の爲替相場は當日銀行と協定すべし

三、支那政府は第二次大藏省證券發行の日より一定の期日毎に關稅收入若干を在上海銀行に交付し該證券償還の基金となすべし該基金に對して銀行は年五分の割合を以て利息を付すべし其の交付の時期及毎回の數額は該證券發行の一個月前に銀行と協定すべし

四、前記參項を除き其の他の手續及條件は總て本契約の規定に依るべし

第十條 本大藏省證券は第二次善後借款成立の場合には該借款手取金内より優先に償還せらるものとす

第十一條 本契約の條項は外交部より正式の公文を以て之を北京

駐劄の日本公使に照會せらるものとす

第十二條 本契約は日支兩文各四通を作製し支那政府及銀行は各其の二通宛を保有す本契約の解釋に關し疑義を生じたる場合には日本文を以て之を決す

財政總長 王 克 敏

支那共同監政

鐵道管理

支那の利權回復的希望は久しいものだが、歐戰後の諸和會議に關し、王正廷等が山東問題に對する運動を試みてから、國際聯盟を頼みにして、國際回收の希望も可なりになつて來た。勢力範圍の擴張、領土裁押の撤去、關稅自主權の回復、租界地の返還、外國駐屯軍の撤退、外國郵便局の廢止などは其重なるものである。是等は支那の國民的希望として無理からぬものであるが、最近進んだ通り、南北統一さへ未だ満足に行はれず、匪政其緒に就かず、不正なる歐戰的中的政治の依然その跡を絶たない今日に於て、斯る事に臨み進めるは、倒行逆施本末顛倒の甚きしきもので、大いに間違つた事である。支那の急務は一日も早く南北統一の實を擧げ、徹底政治、中飽政治、武人政治の弊を一掃し、先づ其の内政を整ふる事に

努力せねばならぬ。それが出来れば利権も自から回収し得る時期が来るに相違ない。然るに支那は中華民国となつてから一層悪くなった模様があるのて、外人中絶債を盡かし、支那を救ふの道は列強共同監政の外なしとの意見が一方に力強くつて来た。

支那の列強共同監政といふ事は大問題で、之を主張するウツドヘツド氏や、氏の説には首肯し得る點もあるが、實行は容易でない。併し茲に比較的實行し易くない。思はれるのは鐵道の國際的管理である。支那の鐵道は南滿鐵道、山東鐵道、東清鐵道、雲南鐵道等を總括し、他は多く租界に成るもので會計又は技術の上に借款國の外人を聘用し、以て之を監督して居るのであるが、既に斯る實狀の下に於けるので、此上に一步を進めて之を列強の共同管理に改め、更に未成現の鐵道を支那の各地に敷設しやうと云ふのが、支那鐵道國際管理の目的とする所である。此の主張は主として英米人側より唱え

られ、米人の非常に力を入れた居る對支新借款國も、先づ交通機關より手を集めやうと云ふのであるから、此の借款國が應支那に仕舞をする事になれば、之に依つて支那の鐵道は自然に列強の共同管理になる乎も知れない。西伯利亞の赤化と共に兎角問題になる東清鐵道は、其の管理權を露國より奪ひ、之を支那の管理となし、沿線の警察權、司法及び一般行政權も民國政府の手に收め、支那は東清鐵道に關して利權並に國權を一舉に回復したと傳へらるゝが、而も其の裏面には、英米人殊に米人スチーブンソン、南滿鐵道を此の鐵道の實權は結局米人の手に握られる事になるだらうとの風説もある。東清鐵道と南滿鐵道とは關係頗る密く、殊に哈爾濱より長春聯路に至る南滿延長線に就ては、二鐵道の關係上、至大の考慮を要するものがあるから、我當局に於ては、勿論相當の手段を講じて居ることと思ふが、東清鐵道の如きも、國際管理とした方が好

いと云ふ説もある。支那としては全然その管理權を掌握したいのであらうが、現に外人の力を藉りて居る様な始末でもあり、京漢鐵道が支那の自由になつてから却て惡化した事實もあり、司法權も行政權も支那人では兎角満足に行はれぬので有るから、事の推移如何は大に注意を要する所である。

鐵道の外國管理權は、體面論を喧しく云ふ民國人の堪え難い所であらう。利權回復、國權回復の希望を有つて居る民國人として、所謂列強共同監政は勿論、鐵道の國際管理も決して之を欲しないであらう。對支新借款國に對して支那の上下が餘り好感を有つて居ないものも、むに足らない。其邊の事は吾等も千萬に察して居る。だが至何せん支那の現状では何うする事も出来まい。支那人はまだ文明政治、文明的利権の應用、文明的鐵道の能力に鑒缺くる所がある計りでなく、欺瞞、中絶、征利などの悪い癖があるから、組織立つた仕事には適しない。支那で現在満足

余中

に鐵道の學がつて居るのは外人の手を要する點、鐵道、郵便の事務位で、鐵道も所屬租界のものではないと兎角論を出すと云ふのであるから、民國人は悉く此點を省み、例行政施本末顛倒的の鐵道手にのみに走らず、或は是は租界を忍び、其間に實力を盡し、徐々に利權なり國權なりを回復する事にしが好からう。甲の力を借りて乙の力を排斥しやうと騒ぎ廻るが如きは、自主的能力のない證據である。斯うした場合に隣れば遠くとも、聞けば聞くほど、益々深淵に落ち込むのである。民國人主それを之を念へよ。(英中)

米支運河借款

支那政府一千九百十七年運河比
金幣借款

支那政府は山東と直隸の運河を整
理せんと爲り借款を締結し並に籌
備す將來整理推行を要するべき之
に要する經費は須らく國會に提出
し並に大總統の批准を経べし支那
政府は山東直隸省内の運河工事を
全國水利工事の一部分とす本章工
事は北は龍家口欄黃城より起り數
山湖より台兒莊に至る一段の運河
並に其必須の延長及び支酒兩河流
域に關係する工事坡河並に水區及
び運河其他の支流と恢復の田畝等
を云ふ本契約効力發生後山東政府
と米國鐵益公司と一千九百十七年
四月十九日訂せるところの契約は
之を廢止す
又既定工事の推廣に因り展長して

運河の北段黃河の陶成堡に於て臨
清縣を経て天津に至る並に其必
須の延長及び其他農田水利と關係
ある交流を整理す
此が責任の爲め督辦水災河工善後
事務處に授權米國鐵益公司と左記
の契約を訂立す凡そ契約締するも
該方の人員には皆全權並實成を授
與し契約締するも該方の該人員等
當然の事業を辦理せしむ
第三條
一 本借款は山東直隸兩省内上述
の整理工事の用に供す支那政府は
本公司が代理人となりて金幣借款米
六百萬弗を發行し以下述するも
その規定に従ひ施行するを認可
す此項借款は一千九百十七年支那
政府整理運河七款金幣借款と名く
二 本項借款及今後一切の立替金
は政府より直接責任を負ひ並に言

用擔保を以て期を按じ元利を分り
む及び本契約規定の一切の義務を
施行す
(三) 票面金額文字樣式及幣制種類
は公司より規定し本項一切の費用
は公司の負擔とす唯債券印刷費は
政府之を擔任す又政府は財政部印
並に財政府總長署名式を備へ債券
印刷の用に供す支那駐米公使は債
券發行前に於て其署名式並に官印
を以て券面に捺印し以て該債券が
支那政府より完全負責することを
證明すべし
(四) 第一回發行債券の總額は米貨
六百萬弗とし手取百分の九十とす
此額は整次發行或は分回發行す本
契約内述ぶるところが本債券
の金數或は一部分を購入するを
制限するの意義なし苟も本借款の
額にして工費に足らざるときは廣
益公司に對し別に條件を議し債券
を繼續發行す凡そ全數或分回發行
の債券の數目及其時期並に立替分
と臨時出資の條件は廣益公司政府

要

目

と商定す

(五) 本項六百萬弗債券額或は今後繼續發行する債券額内に關して公司より購買するもの一切の費用即ち銀行費並に手数料の如きはかの公司より担任す

(六) 本契約が効力を發生し債券未發行の前に於て公司は政府の爲め立替金を準備し工事準備の用に供すべし

(七) 公司は政府の正式代表と會商し債券發行最好の時期を定むべし政府代表は辦法を駐米支那公使に通知して査照せしむべし若し商定の時期債券は本契約規定の辦法に依り發行しがたき時は政府が公司と雙方満足の臨時籌款辦法を商定すべく一切の條件は其時に至り別に協議す

若し公司の債券條件議決の後該債券發賣通告前に於て政治上或は財政上特別動搖あり金融市面或は支那政府擔保品の價值に障礙あり此

が爲め公司は期に従ひ債券を發行するも完全なる效果を達せざしと思惟するときは公司是政府に商請し時期に對し相當の延期を得契約の履行に利するを得若し此期限内支那債券が前述の規定に従ひ尙ほ上述の原因に因り發行する能はざるときは政府と公司と臨時籌款辦法を協議工事中止せざるべし

(第一條未完)

運河借款

若し特別事故に因り債券發行不能となるとき若し公司が既に立替金を交付し或は已に債券を發行し一年後に於て本契約中は此を證明すべく政府は須らく三個月内全立替金或は已發の債券及其利息を償還すべし此手續を了したる後本契約は無効とす

此次及此地發行の債券並に本契約特別規定を経ざるものは駐米支那公使と商定すべし

第三條

此次發行する債券の利息は年利とし債券に記入せる期日より起して即ち發行期日となす而し毎年毎に利息を支拂ふべく本契約成立後の規定に依り辦理す凡そ

支那花旗銀行に預入れ未だ使用せざる預金は時價に依り利息を計算すべし凡そ米國に預入れ使用せざるものは年利二厘を以て計算す

二、本工事督辦派遣後公司是該立替金並に債券發行の受入金運河水利項目に書入れ需用の多寡に依り花旗銀行より隨時支那に取組み以て工事地點に轉送す督辦及總工程師派遣後工事進行せば即六ヶ月間の豫算額を天津或は上海の花旗銀行に取組み運河水利項目に保存す其豫算額は總工程師と工事請負人と商定し督辦之を認可す此より後毎月繼續して取組み必らず在支那花旗銀行六ヶ月の用款を常備せしむ

三、工費の施地に取組むものは政府指定の在支那の確實なる銀行に預入るべし

四、本借款に關しは何種性質の款項たるを問はず米國より支那へ又支那より米國へ及在支往返一切の爲替費用は總て政府より負担し兌

要

目

換費内に包括す該項兌換費は取替
日に於て換算するか或は取組前に
換算するも均しく政府と花旗銀行
と商定す

五、工事時期内に於て政府は常に
請負人をして本契約指すところの
費途に備ふべき金員は請負人毎月
末一週間以前に翌月所用工費の豫
算額を報告し督辦より總工程師に
調査せしめ認可の後總稽核より
交付す若し手内尚ほ餘金あるとき
は請負人領收後扣除すべし只第六
條規定するところの計劃並に定む
るところの辦法に使用すべし總工
程局所用經費は該局會計科管理
より毎翌月の所用經費豫算書を總
稽核より督辦に提出し認可の上受
領支出す

六、總工程師運河水利局と工事請
負人とは平時皆正當合式の簿記を
用ひ英文を以て出入の計算を詳細
明記すべく雙方均しく隨時帳簿を
査閲するの權あり

運河借款(三)

第三條

一、今回發行債券の期限は二十年
となし發行後第五年末より十五ヶ
年に分ち本契約の償還表に依る抽
籤法を以て紐育城市銀行に於て償
還す該銀行は委任を受けて債權者
の代表となり抽籤を當籤したる番
號は公司の費用を以て四種の日刊
新聞に掲載す償還の元利は金幣を
以て計算し城市銀行より豫じめ布
告し指定地點に於て支拂ふべし支
拂を求むる債券は附屬の利子札と
同時に差出すべし當籤したる債券
の利息は抽籤の日を以て停止す

二、紐育城市銀行は本借款元利支
拂の爲め政府より毎年借款項内よ
り手数料一百分の二十五を得べし
該手数料は契約に附する償還表の
元利と共に半年毎に決算する

三、毎次借款締結後五年に至り若

し政府が未償借款の全數或は其一
部分を買戻さんとするときは其額
面に對し別に千分の十五を加ふ凡
そ此の場合政府は六ヶ月前に債權
者の代表者に正式に通知す買戻法
は定數外抽籤を行い借款の通告書
に依り辦理す買戻の債券に對して
該代表人指定の地點に於て支拂ふ
べし該券附屬の利息札は代表より
同時に徴收す

四、借款期內は北京花旗銀行に於
て一借款口座を設け總稽核の按察
に歸す毎次償還すべき元利は期日
前十五日に於て本契約稱するところ
の特別收入口座内より若干元を
割出して借款項目に組入るべし紐
育に於て金幣に換算し或は其他代
表者指定の地點に於て該處通用の
貨幣に換算し元利仕拂の用に供す
該款は花旗銀行より仕拂地點に取
組むべし若し特別收入項目内の金
員此用に不足するときは其額を
印紙現項下より支出補足す或は尙

第四條

一、本借款及び一切の立替金並に
臨時借款各項に對しては左記各件
を以て担保品とす

甲、本工事による回復（減水の
爲露出したるもの）したる官有
地にして政府が聲明せるもの約
三十萬畝、並に工事と關係ある
官有地、從來政府より徵稅し或
は將來徵稅せんとする一切の收
入及一切回復と改良土地の變價
租借稅項目下の收入、及び政府
が受益土地に對する一切特別徵
稅の收入

乙、本工事と關係ある一切の非
官有地にして政府が現に徵稅し
或は將來徵稅せんとする一切の
收入此項土地は政府の見積概數
五十萬畝とす

政府は以上述べるところの土地

目 要

が概數八十萬畝なることを證明する爲め實測し地圖を添へ其部は公司に交付す

丙、借款期限内に於て本契約に依り整理せる運河利用の爲め政府が現に徴收し或は將來徴收せんが一切の損税を以て購入せしむる一切の財産

三、前記一切の財産並に収入は他の借款或は經濟債務に抵當とせし本借款全部或は一部分の償還せざる以前に於て本借款元利を詮せざる將來此項擔保品を以て負擔する一切の借款と義務に對し優先權を有す此項擔保品は捐稅厘金統捐等を以て之を損害するを得ず

三、前記項擔保品の一切の收入は工事中は總工程局より經營し工事完竣後に至り本借款期限内は本契約の規定に依り永利局より經營す若し中國銀行が行ふべきときは該行より北京上海或は天津の花旗銀行の特別收入項目に取組み總務核

以上の規定に依りて借款項目に於ては永利局の收入金の借入を以て償還し向は餘款があるときは先づ運河を補修するの用に供し運河を完全齊整せしむる後尚餘款あれば政府に交付すべし

四、若し擔保の一切の收入が元利償還爲替料及借款事務費用費と運河補修及本借款別項負擔支拂の用に足らざる時は政府は其他の款項を以て之を補足することを聲明す此款内一千九百二十二年十月二十二日公布施行するところの印紙稅收入項下一部分の金員を貯蓄して豫備金となし專ら此用に供す此項印紙稅は銀五十萬元を以て己に驗契費附屬豫備金として内國公債に抵當とせるもの外他の牽累なげれば本借款期限内は此項印紙稅に對し該項豫備金の價值或は超過を損害するを得ず

運河借款 (四)

第五條

(一) 本契約規定するところの運河整理の工事は格中公司が請負はむ該公司は要するところの經費並に工事建築に關する一切の事務を迅速確實に且つ務めて節約し總工程師の設計に従ひ督辦の認可を経たる後之を施行すべし又購入したる工所要の材料は注意保管し工事期間内必要に應じて拂出すべし而して報酬として總局費を包める經費總額の百分の十を得べし此金は毎月未決算帳簿に基き督辦に請求し總務核より支拂を認可す

(二) 一切の工事を請負技師公司の財産並に工事關係の内外人に對しては政府買入之を保護すべし

(三) 材料購入に關し若し價格品質を比較し之は支那材料に優先權を與へし然らざれば外國材料と

末次研究所

第六條

機械を用ふべく其價格は他國同等品の價格を超ゆべからず

(四) 本項整理上必要の各種材料に對し輸入稅及各種附加稅を免す

(五) 山東省内の工事は工費見積額を第一回交付の日より起算し非常事變なき限り三十箇月以内に竣工せしむべし

(一) 督辦は政府より任命し政府を代表辦理す本契約に基き起工する時該督辦は濟寧或は其他便利なる地方に機關を設置し工事期間内は總工程局と名け其後借款期間内は運河水利局と云ふ局内三科を設け共同して責任を負ふもの左の如し

(甲) 總務科は督辦より主任一人を任命し事務を綜括す本科は總務に關する一切の事務を經理す

(乙) 工程科は起工より竣工までの間米國工程師一人を主任とし其後借款期間内は支那工程師を主任とす

目 要

以上兩工程師均しく督辦より公司に商議し或は公司の推薦を経て任命罷免或は交迭す公司が推薦する人は名譽經驗十分なるものたることを要す

工事期間内前記米國工程師は政府の爲め本工事の總稽査となり並に工程師等に諮詢し整理並に溝恤に關する一切の計畫を規畫すべし若し規畫せるところの工事に於て請負人が實施しがたしと認め或は其價格不當とみなすときは督辦は必らず其計畫を再審して實施すべからしめ並に其價格と實費と相當ならしめ總工程師の満足を得せしむべし若し總工程師が已に施工し或は將に施工せんとする工事に於て前記の計畫に符合せずと認めたるときは請負技師の職務を否認することを得請負技師の免狀は總工程師より督辦の署名を申請すべく何時にても督辦或は其代表は工

事を檢査するの全權あり而して運河修理竣工後運河補修事務は支那工程師より監理す

(丙)會計科は米國總稽核一人主任となり督辦より之を公司に商議し或は公司の推薦を経て之を委任し罷免し或は之を交迭す借款期內は總稽核は必らず米國人にして公司の推薦を經たるものとす該總稽核は本契約履行に關する一切の收入支出を管理し借款期內に於て各項擔保品の收入を監察し(印紙税は此限に在らず)凡そ外國より支那へ支那より外國へ並に支那に於て取組むべき爲替は總稽核より之を經理すべし借款の金員は均しく總稽核より引出す但し引出の時本契約所定の正當署名の證書を附ゆべし此外本契約述ぶるところの元利の仕拂補修費と經常經費の支給收入會員を借款項目に組入るもの以外の剩餘金の政府に交付する事務の如きは皆總稽核の管

理に歸す

(一)若し總稽核が擔保品收入に對して建議せんときは督辦に陳請することを得若し實行すべくんば實行すべし

(二)各科の職員は督辦の認可を経るにあるされば任命するを得す

(三)政府は湖浚土と湖浚は地の管理並に運河交通機關の發展等に對し顧問を聘用せんとするときは公司に託して相當人員を推薦せしむることを得

(四)總工程師及總稽核の俸給額は督辦と公司と商議酌定す

米支軍器契約

總額七千萬兩

英米兩國の對支政策が表面辭々正義公道に藉り支那全局の和平を目的とせるに拘らず其實際的方面に於ては諸權權勢弱りなく帝國が戰時中確立せる根柢を傾覆せんが爲め周到緻密なる組織的計畫を樹て一定の方針に順ひ行動しつゝあるは事實なり

▲餘剩武器 而して北京電

報に依れば米國のアンダーソン・メーヤー會社と北京政府との間に軍器借款成立し其第一回分として米國より輸送せる軍器は三月中旬秦皇島に到着せる程なり而して之に關しては其筋にも情報ありたる様なるも其金額武器の種類數量等詳細の真相不明なるが如く小銃機關銃彈丸價格一千萬兩以上との

説あるも確なる筋より洩れ聞く所に依れば總額七千萬兩なりとの風説あり蓋し米支借款の協議を見たるは單に今回に止まらず更に日支間借款締結以前米國は支那に對し參戰借款並に武器供給關し交付を開始したるも其條件に就き米支間異論あり一致點を見出す能はずして不調に了りたる事實あり

▲雄飛の基礎

即ち米國は戰前より英、佛、露、獨、日各國が共に後援より生じたる餘剩軍器の處分に關し支那に販賣を需めんとするは從來の經過に一段の氣勢を加へたるは事理の當然なるも關へつて支那の現政局より推せば他に深き根柢を有するに似たり

支那に對し既に巨大の特種利益を獲得せるに拘らず米國は未だ之れを履行し能はざるのみならず陝西石油開採權借款以下僅少の利益を得ざるのみにして鐵道借款の加へざるにより米國の對支活動は全く之れを將來に俟たざるべからず然るに其時支那の分野は表面南北の内争に依り混亂の狀を呈せるも裏面に在りて其の原因全く列強勢力の角逐によれるものにして英國は長江沿岸の利益及南支勢力の擴張のみならず同地方に絶大の關係を保持せる結果廣東政府を後援し唐紹儀等と策應せるに對し前内務以來帝國政府は密接なる利關係あるのみならず正式政府なるを以て

▲陰に陽に

北京政府を支持しつゝありて遂に南支の英國勢力

目 要

力と對峙しつゝあり、獨り米國は英、
不英國と提携して帝國に對抗しつ
つあるも、往々に英帝國の爲に闘
ものにして結局米國將來の志と
向す所以に非ざるを以て南北和
平の形勢渾沌たるに乘じ南北双
方に對し中立の態度を採り陰然重
きを爲しつゝある江蘇督軍李準湖
北督軍王占元等所謂長江督軍を援
ひて他日の計を圖らんとする形跡
あり此際秦皇島に揚陸せる軍器を
湖南に運附せしめたるは決して故
なきに非ざる也湖南督軍張敬堯は
中立督軍派の一雄鎮なるに想到す
れば益し思ひ半に過ぐるものある
べき也

米支軍器借款

武器は陸續輸送されてゐる

より唐沽へ輸出され十八日唐沽よ
り火車積となり目的地へ送られた
其数は一萬七千五百發と傳へられ
國に於ける日本の地位を困難に陥
れたがその米國が願ひにも自分自
身に軍器借款を結んで盛に武器
の輸送を行つてゐる云ふに對つ
ては驚かざるを得ない上海方面
から傳はつた確かなる報道に依れ
ば米國のアンダーソン・メーヤ
社は支那政府との間に機關銃廿五
萬發五萬發の購買借款を締結し
其第一回は昨一月五日、桑
港出帆のチキチ號にて上海へ向
けに出され本年一月十八日上海よ
りフアトブル號に積替へられ秦皇
島に陸上せられ秦皇島から貨車積
で湖南方面へ向け運ばれた其數量
は機關銃十挺、彈藥三百七十萬發

傳へられ、ある第二回は本年三
月初旬上海へ着し同月十六日上海
右の機關銃のみの數量借款で
あるが、外の借款に附帶するも
のか不明なるも最近尚ほ陸續とし
て輸送を續けつゝある状態より察
するに數量は僅かにこれだけ止
らず更に多額のものならんや、察
するに現に天津に支店を有し其代
表は北京との間に始終往復して
ウヰルソンの平和主義を標榜して
日本の參戰借款に對し英伊諸國
まで勸誘して喰つて居つたライ
ン・シュ公使に斯の如き積替から
う、今迄誰も知らなかつたであ
らう、そのにつけてもあまりライ
ン・シュ公使を信用して道連れにな
つた英伊の各公使こそ氣の毒の至
りである。(四月六日北)

目 要

銀行團の抗議

善後借款契約第十款に對

四國銀行團が支那政府の八年公債を發行し鹽稅餘款を指定して担保と爲せるに對し之を借款契約を妨碍するものと爲し抗議を提出することに決定せることは本紙の既報せるが如くなるが銀行團と關係ある各國公使より名を聯ね昨日此の抗議に關する公文を外交部に送致したりと云ふ該公文の大要下の如しと

支那政府の公布せる八年短期公債條例の第五條に鹽稅餘款を以て元金利息を付すべき担保と爲すの規定あり次で民國二年善後借款契約に調印せるの本國銀行は此公債は實に借款契約と相違し且つ本國銀行は契約の享くる所の利益に損失する所あるを以て支那政府に向つて質問を發せんことを請へたり査するに民國二年の

善後借款契約第十款には若し來支那政府が鹽稅收入を以て担保と爲し再び借款を爲さんと欲し或は借款を繼續して本契約第二款の所謂性質同じきの事を辦理せんと欲すれば政府は銀行團の自ら承辦を爲すを尤す等の語を規定するに今竟に鹽稅餘款を指して公債の担保と爲す第だに契約原文に違反するのみならず鹽稅收借款担保の價值に於ても日つ減少するを致す又査するに本年三月八日財政部が總稅務司に致せる書簡に公債に關して將來若し別に鹽稅收入を以て抵當として借款する時は此借款内より半年元利を付還するに足るの金を提出すべし云云と聲明せり此れ更に舊に善

後借款第十七款に條件を増加するのみならず本公使は更に反對せざる能ざるものなり以上各節を總するに八年公債發行の事理に對して應に質問す迅速に取消し善後借款契約條件に符せられんことを請ふ云云

國際資本戰 對支利權競爭

支那の卷(十四)

公債は世界の市場で賣買せらるゝから、列國が戰爭を賭して引受けた支那公債を金融の都台上、他國の手に落つる。大戰前英、佛は世界金融市場の中心であつたから、英佛以外の投資團で引受けた支那公債は結局英佛人の手に入つたものが多かつた。大戰後米國は世界第一の資本國になつたから列國の引受けた支那公債は往往米國人に買占めらるゝ傾きを生じた。支那改造借款三億五千萬圓中日本の引受けに係る五千萬圓は、日本で募集せられないで、英佛市場で募集せられた事は公然の秘密であつた。獨逸

で募集せられた湖廣鐵道借款公債が、米國人其他買辦の手に或種の名義と若干の出資を爲さしめ其裏面的運動に依り利權を獲得するの常であるから之を一種の中外合辦少くとも合辦の形と認めること出来るものであつて、中法實業銀行は其組織の完備したものであるとも云へる

銀行團は各國の對支經營の機關であるが、資本環境を設け難く銀行家往々自己本位の世界主義的傾向あるから茲に複雑なる關係を生ずる。佛蘭西や日本では政府の權力強いので、大體

各自の銀行團を指導するところ出来るが、英國では銀行團の勢力が強いので動もすれば政府で指導するから、殊に微妙な現象起さる。彼等が所屬政府の爪牙となつて利權を獲得するときでも又他の銀行團と協同して利權を獲得し其收益を均分するときでも、決して支那の利害を顧みるものではなく寧ろ露鷹の弱禽を捕ふる如く支那を犠牲とするものであつた。然るに支那の銀行買辦や北京の大官が、金銭的利益の爲め、彼等銀行團の野心を満足せしむる行動を取るのには、何事であるか。

中外合辦銀行

支那に於て利權回收運動は、あるが支那人中營利の爲め外國人と合辦で銀行を起し、該銀行に支那利權を賣渡すものないでもない、五國銀行團あり經濟借款を切

雖し利權戰爭再燃したとき佛蘭西は利權獲得の新手段を考へ佛支合辦の中法實業銀行を設け株式の三分の一を支那政府に提供し、財政と外交に經驗あり新式官僚として名高い王克敏を總支配人とした。此新案忽ち其間に當り、中法實業借款(一億五千萬法)及欽渝鐵道借款(八億法)の二大利權を獲得した。それで英獨米などに倣ひ各自支那との合辦銀行設立を計畫して居る際歐洲戰爭勃發し、沙汰止みとなつた。其後日本が日支合辦の中華實業銀行を設立し米國が中華實業銀行を設立したのは、佛國の故習に倣つたものだらう。然し支那に於ける海外銀行は大抵北京に支店を置き、外國語に通じ政府に縁故ある腕利の支那人を招聘して

目 要

英佛の競争

支那で真先に資本戦を開いたものは、世界の二大資本國たる英佛であつた。英佛は互に印度を争ひ争ひに勝つた英は印度から緬甸に進み、争ひに負けた佛は轉じて印度支那を取り、雙方其國境たる西南支那を經營し、揚子江の上流四川を開拓せんと企てたので、再び争ひを起した。

英佛競争の歴史

英國が西南支那の富源に垂涎し、通商貿易を開始せんと企てたのは舊いことであつて、一八三五年の昔リッチャードソン氏は「西南支那と通商を開始するの英吉利印度にとり重要なこと力説するを待たぬ。余は支那隊商より我商人が支那國境の都會に入るこの困難でないことを聞いた」と述

べて居る。是から印度と西南支那の通商が、英國人の問題となつたが、是は實に英國が緬甸を併吞する三十一一年前のことであるから驚嘆すべきでないか。一八六〇年以來英國の機械工場擴張し、新たに市埠を開發するの必要生じたので商人は頗る西南支那の通商路探検を要請し、一八七四年英國政府はマーガリー氏に命じ數百年來緬甸支那間使節の公道たる蠻莫路を視察せしめたマーガリー氏が途中支那人に殺害せられたので、英國は支那に對し嚴重な談判を試み、雲南省大理府及四川重慶に官吏を派遣し、經濟事情を調査することを承諾せしめた。

實現する事が出来た。及佛蘭西は印度で英吉利に負けながら印度支那に注目し、安南王を援け、國內を統一した功に依り、だん／＼勢力を安南に植付け、遂に之を保護國にし東洋經營の根據地を作つた。安南の宗主國たる支那は大に怒つて佛蘭西と戦争したが敗北したので一八八五年佛蘭西の安南に對する保護權を承諾し國境の老開諒山を開いて通商を許し、其輸入税は輕減したばかりでなく支那が雲南廣西等に鐵道を敷設する場合には、佛蘭西の援助を仰ぐことを約した。これは列強で支那鐵道利權を獲た最初である、そこで英佛は殆ど年を同じうし緬甸と印度支那とを占領し、互に隣接した西南支那諸省に向ひ通商投資を競ふことになつた。

利益共通約定

英佛の西南支那に於ける經濟戦争は、ほつ／＼行はるゝに過ぎなかつた、日清戰後俄に熾になつた佛蘭西は遼東半島を支那に還附せしめた三國干渉の一員であつたので其報酬として支那に迫り、佛領印度支那から鐵道を支那内地に延長する權利、雲南、廣西、廣東三省にて鐵山探掘の場合に於ける人及資本に對する優先權其他交通貿易につき各種の特典を得た。これは佛蘭西に西南諸省に於ける通商投資の獨占を許すもので、到底英國の默認し得る所でないそこで英國側で非常な苦情があつた上、暹羅問題にいても英佛間に衝突があつたので、之を其儘にして置く行かず、一八九六年暹羅問題と共に此事件につき諒解を遂げ「英佛兩國に

目 要

對し、雲南及び四川に於て既に譲與せられたる特典及び今後譲與せらるべき特典は、兩國民之に均霑すべし一との宣言を發した。當時兩國の競争激烈であつたので、此宣言に頼着なく英國は支那をして雲南に鐵道を敷設する曉には、緬甸鐵道と連絡すること、及び西江を開放し、中流梧州を互市場とすることを承認せしめ陸路は緬甸から鐵道で雲南に入り、水路は香港から汽船で廣西に入り、佛國に對抗することにした。そこで佛國は更に東京雲南鐵道の布設、東京境上三省の不割讓及廣州灣の租借などの特權を得る英國に凌駕することとを企てたので、英國も亦其對抗策を行つた。斯の如く四川雲南に關する利益共通の宣言は殆ど有つても無くと同様であつたが、日露

戰後佛國が揚子江上流に於ける鐵道競争を止め、英佛借款協定を組織し、列強協調して投資する先例を開いたのは、本宣言に負ふ處少くない。

英佛の資本戰

西南支那に於ける英佛の利權競争は猛烈であつたに相違ないが、言はば外交家の腕較べであつて、資本家の金較でない。眞刻な資本戰は、佛蘭西が露西亞と南北呼應し、英吉利を正面の敵に廻し、利權の爭奪を試みるときから始まるのである。露佛の公認投資團たる露佛銀行と、印度支那銀とが、英の香上銀行、英公可、福公司、華中鐵路公司と對抗するのであるが、露佛の作戦は巧妙であつて、大手の攻撃だけで満足せず、白耳義資本家と謀合せ、或は支那鐵道研究會或は支那電車

鐵路公司或は白耳義財團などの名義を用ひ、各利權のシンデケートであつて、露佛と何等の關係なきもの、如く装ひ、獨手から攻撃せしめた。其上中法實業銀行とて、名義は支那合辦で、内容は支佛英の出資と見ゆる。投資團を設け、奇襲を試み、また福公司や華中鐵路公司などに手を入れた。内應せしむるなど、散々に英國側を騙け儲ました。露西亞は有名な借金國であつて、露佛銀行すら佛蘭西の資本で成り、對支投資は皆佛蘭西の援助を受けて居る三個の白耳義シンデケートも、大部分佛蘭西の資本を仰ぎ、福公司や華中鐵路公司の資本の半額以上は佛蘭西側に屬する。是等銀行乃至公司が、各自時と場所とを異にして働き、容易に連絡あることを示さなかつた

が、後日發覺した通り、佛蘭西の一貫した政策に依り動かされたものである。露佛が共同して働いたと云つても、資本の點から見れば、佛蘭西の働きである。佛蘭西を中心とする露佛白投資團と、英國投資團の競争は極めてデリケートのものであり、歐洲戰前支那に於ける利權競争も、大部分兩投資團間に行はれたものであるから以下順序を追ひ詳説して見よう。

各國財團

の對抗振の

佛蘭西が嘗て英吉利と新を争つた如く、露西亞も亦之と争つた。露國は中央亞細亞の弱小民族を滅ぼし、之より南下して、一方には印度を衝き、他方には波斯灣に不凍港を得んとした。併しながら此雄圖は英國の爲